

生活福祉資金貸付制度

低所得者や障がい者、介護を要する高齢者の世帯などに対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、生活再建を図ることを目的とする貸付制度です。

- 例) ・大学進学に必要な費用
・福祉車両を購入する費用 など

※本制度は愛知県社会福祉協議会が実施主体で、本会は相談窓口となり、関係機関と協力して運営されています。

- 公的給付や他の貸付制度などが利用出来る場合は、そちらが優先となります。
- 貸付制度となりますので、事前の面談が必要です。
- 申請に必要な条件を満たす必要があり、審査によっては貸し付けが出来ない場合があります。また、決定までに1か月以上要することがありますので、お早めにご相談ください。

※本制度の詳細や利用に関する相談など、詳しいことはお問い合わせください。

<問合先> 社会福祉協議会本所 地域福祉グループ ☎0587-23-6713

【連載】

わかと



障がい者基幹
相談支援センター
だより

第
44
回

障がい者差別に関する ケーススタディ(1)

事例

ペースメーカーを利用する障がい者です。スポーツジムに入会しようとした時のことです。

ペースメーカーは5年ほど利用しており、適度な運動は主治医に認められており、普段から主治医に相談の上でウォーキングなどの運動を行っていること、入会後は、体調に影響を及ぼさない運動への参加を検討していることを伝えました。しかし、ジムからは、(1)過去に別のペースメーカーの利用者が、ジムでの運動中に体調を崩して退会したこと、(2)ジムの運動が利用者の身体に負担になることが懸念されるとのことで、利用者の安全確保を理由に、入会を断られてしまいました。

Q
設問



ジムの対応は、「障がいを理由とする差別」にあたるのでしょうか？

A
解説



ジムが入会を拒否した理由(1)、(2)はいずれも、ペースメーカー利用者でなければ拒否することがないと考えられるため、障がいを理由とした差別的取り扱いと言えます。

ジムには、ペースメーカー利用者一律にサービス提供を拒否することがないように、障がい者への理解を促したり、マニュアルを見直すなどの対策をとることが求められます。

本事例は、「障がいを理由とする差別の解消の推進相談対応ケーススタディ集」から引用しています。詳細については、内閣府HPで確認することができます。

詳しくは
こちらから



障がいのあるかたの差別に関する相談窓口は、
市役所福祉課障害福祉グループ(☎0587-32-1281 FAX0587-32-1219)と、
障がい者基幹相談支援センター(☎0587-23-6713 FAX0587-33-4666)に設置されています。



今回は、障がい福祉施設の受注活動・自主製品について(3)についてお伝えします。

※本会ではノーマライゼーションの理念を推進する観点から広報紙面などにおける「障害」の表記を、「障がい」と一部ひらがな表記に努めています。
※ノーマライゼーションの理念とは、デンマークにおける知的障がい者の親の運動から広がった考え方で、障がいのある人もない人も、みんなが安心して生活をおくることのできる地域社会を築くことをめざすものです。